

「沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務」企画提案仕様書**1 委託業務の名称**

沖縄県災害時要配慮者支援事業アドバイザー業務

2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月23日まで

3 予算額

2,964,000円以内（消費税及び地方消費税を含む額）

ただし、当該金額は企画提案において提示する金額の上限額であり契約金額ではない。

4 委託業務概要

県民の生命・身体・財産等を災害の脅威から守るための基盤整備を図り、本県の防災力の強化に資することを目的に、市町村が、地震や津波などの災害の発生に備え、災害対策基本法の規定に基づき作成（更新）すべき「避難行動要支援者名簿」や各避難行動要支援者に合わせて具体的な避難方法などを定める「個別避難計画」の策定、「福祉避難所」の設置促進等を図るため、専門的・技術的な支援を行う。

5 委託業務内容**(1) アドバイザー派遣対象市町村への技術的支援**

県が指定する市町村の要望に応じた技術的な支援を実施する。なお、支援は県が指定する市町村の中から、3市町村以上に実施すること。

実施イメージ：1回目(Web)

課題整理、情報提供等

2回目(Web又は現地) 課題解決に向けた調整・関係団体への説明同席、情報提供等

※R8 対象市町村は、現在調整中

※【参考】R7 技術支援実施市町村：石垣市、中城村、渡名喜村、読谷村、宜野座村、大宜味村、国頭村

技術支援希望内容：個別避難計画の策定について、福祉避難所の設置について、その他災害時要配慮者支援に関して

(2) 避難訓練等実施市町村への技術的支援

県が指定する市町村の要望に応じた技術的な支援を実施する。訓練の内容は個別避難計画関連、福祉避難所設置関連、いずれの場合も想定すること。なお、支援は県が指定する市町村の中から、1市町村以上に実施すること。

実施イメージ：1回目(Web)

実施方針整理、情報提供等

2回目(Web又は現地) 課題解決に向けた調整・関係団体への説明同席

3回目(Web又は現地) 訓練参加者への説明同席

4回目(Web又は現地) 訓練の実施、振り返り

※R7 対象市町村は、現在調整中

(3) 管内市町村職員等を対象とした講演会（セミナー）の開催

県内の市町村担当職員等を対象に、「個別避難計画」の策定、「福祉避難所」の整備にあたっての基本的な情報の提供その他技術的な支援を行うため、講演会（セミナー）を年2～3回程度開催すること。

- 実施イメージ：1回目(Web、6月頃) 避難行動要支援者名簿の更新について(案)
2回目(Web、8月頃) 訓練実施のための情報提供について(案)
3回目(Web、10月頃) 被災地の福祉避難所の状況、平時からの取り組みについて(案)

(4) 管内市町村等に対する相談支援

沖縄県及び管内市町村からの「個別避難計画」の策定や「福祉避難所」の設置等に係る問合せについて、専門的・技術的な観点から電話及びEmail、Web 会議ツール等による支援を行うこと。

相談支援については、常時対応できない場合、折り返し及び後日返信するなどして差し支えない。

また、電話番号及びEmailについては、受託者の既存の番号を活用してよいこととする(フリーダイヤル回線である必要はない)。

市町村等からの照会事例は、今後活用できるようQ&A形式で取りまとめること。

(5) 委託事業の確実な実施のための業務

本委託事業を確実に実施するため、次に掲げる計画書等を、契約後2週間以内に沖縄県へ提出する。

- ① 事業実施計画書(事業の実施スケジュール及び実施体制を明記すること)
- ② 事業実施方針

(6) その他本事業の実施に付随する業務

本委託事業の実施にあたり必要となる書類(事業開始時に提出する着手届、支援先市町村等の報告書(議事録等を含む。)、事業完了後に提出する実績報告書、研修会等で使用する各種書類や資料などを指す。)を作成する。あわせて、事業実施の過程で必要となる沖縄県、市町村など関係機関との調整事務を行う。

6 実施体制の整備

受託者は、本事業を実施するために必要な業務の全般を管理する責任者を配置し、上記5(5)①で示す事業実施計画書に明記しなければならない。

7 完了検査

本事業の完了検査は、完了届、実績報告書の提出および受託者による説明により行うものとし、受託者は検査の際には、事業の遂行のために要したすべての費用がわかる一覧表およびこれらの費用の支出を証明する領収書などの証拠書類を準備すること。

8 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

- ① 本委託業務について、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は

請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ② 上記の「契約の主たる部分」とは、契約金額の50%を超える業務及び企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務とする。

(2) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認、再委託の範囲

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

- ① 資料の収集・整理
- ② 複写・印刷・製本
- ③ 原稿・データの入力及び集計
- ④ 業務に必要な機器の保守、点検業務
- ⑤ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

9 事業受託時の留意事項

- (1) 本事業で使用する資料や成果物のほか、業務上知り得た事項について、沖縄県の了解なく外部に開示しないようにすること。
- (2) 本事業の遂行により生じた著作権等の知的財産権は、原則として沖縄県に帰属する。
- (3) 受託者は、沖縄県と緊密な連携のもと事業遂行にあたること。
- (4) この仕様書に定めのない事項、疑義が生じた事項については、受託者と沖縄県の双方で協議して定める。